

扶養の認定に必要な書類

被保険者との続柄		添付書類													
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
		世帯全員の住民票*	扶養申請者の収入を証明する公的書類*	同居者の収入を証明する公的書類*	扶養調査書	扶養協議書	扶養申請者状況報告書	勤務形態証明書	雇用保険受給を証明できる書類*	出生を証明する書類*	在学証明書*	親権者である証明(戸籍謄本)	年金受給額を証明する書類*	わかる(親子・兄弟関係が)戸籍謄本*	
配偶者	無職・無収入	○	○	△	△										
	収入がある場合	○	○	△	△			○							
	退職した場合	○	△	△	△				○						
子	出生			△	△					○					
	15歳以下(中学生まで)	○		△	△										
	15歳(高校生)以上の学生	○		△	△					○					
	15歳(高校生)以上の学生でない人	○	○	△	○	△	○	△	△						
	離婚・再婚・配偶者死亡	15歳以下(中学生まで)	○		△	△							○		
		15歳(高校生)以上の学生	○		△	○	△					○	○		
		15歳(高校生)以上の学生でない人	○	○	△	○	△	○	△	△			○		
父母(養父・養母)・ 祖父母・ 曾祖父母	無職・無収入	○	○	△	○	△	△							○	
	収入がある場合	○	○	△	○	△	△	△					△	○	
	退職した場合	○	○	△	○	△	△		○				△	○	
配偶者の父母・祖父母(別居は申請不可)		○	○	△	○	△	△	△	△				△	○	
弟妹・兄姉	15歳以下(中学生まで)	○		△	○									○	
	15歳(高校生)以上の学生	○		△	○						○			○	
	15歳(高校生)以上の学生でない人	○	○	△	○	△	△	△	△				△	○	
その他		○	○	△	○	△	△	△	△				○	○	

● 「被扶養者異動届(認定・認定削除申請)」・「被保険者証」のほかに上記の書類が必要です。

● ○・・・必ず提出 △・・・必要に応じて提出していただきます。

なお、必要に応じて他の書類を提出していただくこともあります。

● 扶養申請者が市区町村で医療費控除(公費)を受けている場合は「医療受給者証」(写し)を添付してください。

● 認定削除の申請時には、他の保険者に加入された「被保険者証」の写しを必ず添付してください。

● 被扶養者が遠隔地にお住まいになる場合は、人事部を通じて「被扶養者遠隔地居住に伴う扶養申請書」を提出してください。